

令和3年度

行田市水防計画(案)

目 次

第 1 章 総則		1
第 2 章 水防巡視		5
第 3 章 洪水予報		5
第 4 章 水防警報		7
第 5 章 水位情報の通知及び周知		9
第 6 章 水位の通報		10
第 7 章 出動		11
第 8 章 居住者等の水防義務		11
第 9 章 水防用設備、資材、器具		12
第 10 章 公用負担		12
第 11 章 決壊等の通報		13
第 12 章 水防通信連絡		13
第 13 章 水防配備体制		14
第 14 章 避難のための立退		16
第 15 章 協力		16
第 16 章 水防解除		17
第 17 章 水防てん末報告		17
別表第 1 ～ 3		18
様式 1、2		22
重要水防箇所評定基準、重要水防箇所		24
行田市水防協議会条例		29
情報伝達様式集ほか		31
水防工法の説明		38
利根川上流管内重要水防箇所位置図		46
行田市水防管内図		47

第 1 章 総 則

第 1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 33 条に基づき、洪水による水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な予報、警報、監視、通信、連絡並びに水防活動上必要な器具、資材及び設備の整備と運用について定めるものとする。

第 2 水防区域並びに重要水防区域

1 本市の水防区域は次のとおり定める。

福川通 延長 2, 513m

利根川通 延長 5, 400m 計 7, 913m

水防区域	位 置	距 離	直接担当消防団	協力消防団	摘 要
第1水防区	行田市大字北河原、酒巻地先	4,813m	行田市消防団第10分団	行田市消防団第12分団	
第2水防区	行田市大字下中条、須加地先	3,100m	行田市消防団第9分団	行田市消防団第8分団	
計		7,913m			

2 重要水防区域

別添行田市水防管内図等参照 （P 24～28、46、47）

重要度 A 水防上最も重要な区間 （赤色）

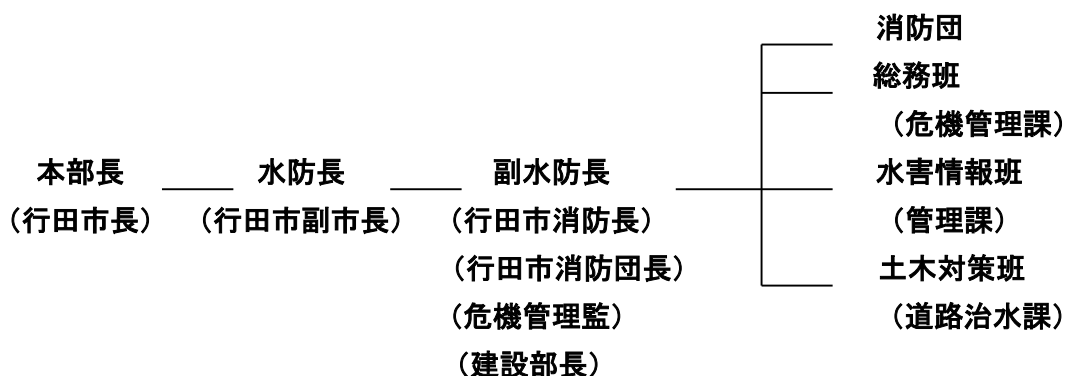
B 水防上重要な区間 （黄色）

第 3 水防機構

1 水防本部の組織系統は次による。

本市においては、県当局より水防法第 10 条第 3 項（洪水予報）及び第 16 条第 3 項（水防警報）の通知により洪水の恐れがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、又は必要に応じて水防本部を設置し事態を処理する。本部事務所は行田市役所に置く。

また、随時沿岸の行田市須加公民館、北河原公民館に水防支所を設置することができる。



2 水防本部の活動は第 13 章 水防配備体制（P 14～16）による。

3 市に災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に切り替える。

第4 連絡方法

水防開始による関係機関との連絡は一般加入電話、無線電話、警察電話等によって行うものとし、不通のときは伝令によること。

ただし、警察電話を使用する時は、緊急、非常の時で他に適当な連絡方法がないときに限る。

第5 水防訓練

令和4年度に、市立須加小学校裏利根川堤防において、水防訓練を実施するものとする。

第6 市内の住民に対する周知方法

市内においては、最も有効適切なる方法により住民に周知を図る。(消防自動車及び広報車による方法、放送施設、警鐘、伝令、警笛等)

第7 水防信号及び標識

1 信号

県指定による下記信号を用いる。

水 防 信 号						
	警 鐘 信 号		サイレン信号			事 項
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止		5 秒 15 秒 ○ー休止	5 秒 15 秒 ○ー休止	5 秒 15 秒 ○ー休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第 2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○		5 秒 6 秒 ○ー休止	5 秒 6 秒 ○ー休止	5 秒 6 秒 ○ー休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○		10 秒 5 秒 ○ー休止	10 秒 5 秒 ○ー休止	10 秒 5 秒 ○ー休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱 打		1 分 5 秒 ○ー休止	1 分 5 秒 ○ー休止		必要と認める区域内の居住者に非難のため立ち退くことを知らせるもの

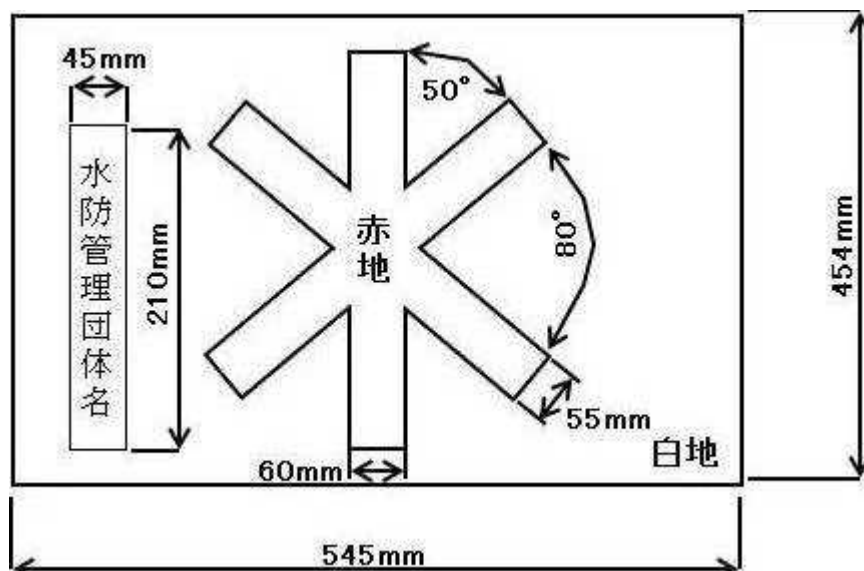
備 考

- 1 信号は適宜の時期継続するものとする。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するも妨げない。
- 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。

2 標識

車両の優先通行標識は下記に示す標旗及び赤色の警光灯とする。

知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

第8 安全配慮

洪水等において、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

水防活動時にはライフジャケットを着用し、通信機器等を携行する。

水防活動は原則として複数人で行う。

水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。

現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第9 水防作業

1 警戒区域の設定

水防作業のために必要がある場合は、水防管理者（以下[管理者]という。）及び消防機関の長は警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止もしくは制限し、またはその区域からの退去を命じることができる。

2 身分証明書

調査および指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

水防法第49条による身分証明書は下記のとおりとする。

（表）

第 号									
身 分 証 明 書									
次の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。									
職 名									
氏 名									
年 月 日生									
交 付	年	月	日						
有効期限	年	月	日から	年	月	日まで			
行田市長							印		

（裏）

水 防 法 （ 抜 す い ）	
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。	
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

第2章 水防巡視

第1 常時

消防団員は随時堤防を巡視し、危険箇所があるときには国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、行田県土整備事務所に連絡して必要な処置を求めるものとする。

第2 洪水時

氾濫注意水位に達した時、管轄する河川の消防団員は、堤防を絶えず巡視し、漏水又は亀裂等の発見に努め、異常のあった場合は応急の処置を施すものとする。

第3 出水時の水防活動状況報告

管理者は、情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、下記報告様式にて行田県土整備事務所に報告する。

1 水防活動実施報告（様式1・P22）

水防活動の開始時・終結時に報告する。

亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告する。

破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第報告する。

2 活動内容報告（様式2・P23）

水防活動の終結後に報告する。

第3章 洪水予報

第1 気象庁が単独で行う予報及び警報

熊谷地方気象台が気象業務法第14条の2第1項により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次のとおりである。

1 水防活動用予警報の種類及び基準

種 類	基 準
大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準…11 土壌雨量指数基準…117
洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準…大落古利根川流域＝2.4、星川流域＝8.4、 忍川流域＝9.6 複 合 基 準…星川流域＝（7、6.7）、忍川流域＝（5、8.9）
大 雨 警 報	表面雨量指数基準…25
洪 水 警 報	流域雨量指数基準…大落古利根川流域＝3、星川流域＝10.6、 忍川流域＝12
大雨特別警報	指標となる50年に一度の値 48時間雨量335mm、3時間雨量123mm 土壌雨量指数基準…210 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 大雨になると予想される場合

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、河川流域の雨を1km四方の格子に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。

※4 複 合 基 準：表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせた基準。

第2 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国が管理する河川のうち、洪水予報及び警報を行う河川は次のとおりである。

1 洪水予報を行う河川

(単位：m)

予 報 区域名	河川名	洪水予報実施区域		洪水予報 基準水位 観 測 所	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)
利根 川上 流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉155番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	やったじま 八斗島	1. 9 0	3. 9 0	4. 8 0
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から 江戸川分派点まで	栗橋	5. 0 0	6. 9 0	8. 8 0

発 表 者	発 表 機 関
国 土 交 通 大 臣 気 象 庁 長 官	国土交通省関東地方整備局 気象庁予報部

2 洪水予報の種類

洪水の危険 度のレベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	解 説	住民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫の発生)	—	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域住民の避難誘導 ・住民の避難完了
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 から 氾濫発生	避難等の氾濫の発生 に対する対応を求め る段階	・市は避難指示の発令を判断

レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 から 氾濫危険水位	避難の準備等の氾濫 の発生に対する警戒 を求める段階	・市は高齢者等避難の発令を 判断
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 から 避難判断水位	消防団員が出動して 水防活動を行う目安 となる水位	・住民は洪水に関する情報に 注意
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位 から 氾濫注意水位	消防団員が水防活動 の準備を始める目安 となる水位	・消防団員待機

3 情報の伝達

埼玉県から水防法第 10 条第 3 項に基づく通知（洪水予報）を受けたときは、関係部署に伝達するものとし、連絡系統は別表第 1（P 18）による。

第 4 章 水防警報

第 1 国土交通大臣が行う水防警報

1 河川名及びその区域

水 系	河 川	基準水位 観 測 所	水 防 警 報 区 域（右岸）	発 表 を 行 う 者
利根川	利根川	やったじま 八斗島	自：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 至：熊谷市依瀬子通 780 番 1 地先	利根川上流 河川事務所
		川俣	自：行田市大字北河原字立野 1611 番 1 地先 至：加須市旗井字堤外 2059 番 5 地先	〃
		栗橋	自：久喜市栗橋町北 2 丁目 3386 番 3 地先 至：茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切 1278 番 3 地先	〃

2 水防警報の対象となる基準観測所

(単位：m)

河川名	観測所名	地 先 名	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)
利根川	やったじま 八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	4.80
〃	川俣	群馬県邑楽郡明和町大字川俣	1.60	3.20	—
〃	栗橋	久喜市栗橋	2.70	5.00	8.80

3 情報の伝達

埼玉県から水防法第 16 条第 3 項に基づく通知（水防警報）を受けたときは、関係部署に伝達するものとし、連絡系統は別表第 1（P 18）による。

第2 知事が行う水防警報

1 河川名及びその区域

水 系	河 川	基準水位 観 測 所	水 防 警 報 区 域		延長 (m)
			左 岸	右 岸	
利根川	福川	いどのはし 井殿橋	自：熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端） 至：行田市大字北河原 （利根川合流点）	自：熊谷市西野字堀之内 460-1 地先（井殿橋上流端） 至：行田市大字北河原 （利根川合流点）	6,800

2 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地 先 名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
福川	井殿橋	熊谷市西野字宮前	YP. 25. 50	YP. 27. 20	YP. 28. 16

3 情報の伝達

埼玉県から水防法第16条第3項に基づく通知（水防警報）を受けたときは、関係部署に伝達するものとし、連絡系統は別表第1（P18）による。

第3 水防警報の種類

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により警戒水位を超えるおそれがあるとき、または水位、流量などその他河川状況により、必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの。	洪水警報等により、または既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警戒を解除する旨を通告するもの。	水位が警戒水位以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
----	--	---

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第5章 水位情報の通知及び周知

水防法第13条により知事が行う水位情報の通知及び周知については、次のとおりである。なお、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、市が行う避難指示を判断する目安となる水位である。

1 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 河川名及びその区域

水系	河川	基準水位 観測所	水 防 警 報 区 域		延長 (m)
			左 岸	右 岸	
利根川	小山川	栗崎	自：児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先（東橋下流端） 至：深谷市榛沢字西河原 295-2 地先	自：児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先（東橋下流端） 至：深谷市西田 591 地先 （志戸川合流点）	13,655
		内ヶ島	自：深谷市榛沢字西河原 295-2 地先 至：深谷市高島 50-1 地先 （新明橋下流端）	自：深谷市西田 591 地先 （志戸川合流点） 至：深谷市石塚 629-1 地先 （新明橋下流端）	
	福川	いどのはし 井殿橋	自：熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端） 至：行田市大字北河原 （利根川合流点）	自：熊谷市西野字堀之内 460-1 地先 （井殿橋上流端） 至：行田市大字北河原 （利根川合流点）	6,800
	唐沢川	新東橋	自：深谷市西島 650-10 地先 （JR 高崎線唐沢川橋梁下流端） 至：深谷市成塚地先 （小山川合流点）	自：深谷市西島 490-3 地先 （JR 高崎線唐沢川橋梁下流端） 至：深谷市成塚地先 （小山川合流点）	3,370

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

河川名	観測所名	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
小山川	栗 崎	YP. 61. 65
	内ヶ島	YP. 38. 70
福川	井殿橋	YP. 28. 16
唐沢川	新東橋	YP. 37. 73

2 水位情報通知の様式

県管理河川における通知様式は「水位情報通知」(P 35)のとおりである。

3 情報の伝達

埼玉県から水防法第13条第2項及び第3項に基づく通知(水位情報通知)を受けた時は、関係部署に伝達するものとし、連絡系統は別表第1(P18)による。

第6章 水位の通報

第1 気象の通報(雨量その他)

- (1) 県から気象通報のあった時は、管理者から消防本部に加入電話にて連絡する。
- (2) 行田県土整備事務所、国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、水資源機構利根導水総合事業所等に連絡して奥利根方面の気象状況並びに降雨状況等の情報収集に努める。

第2 水位通報

水位通報(北河原量水標4m50)は、第1水防区長において行うものとする。第1水防区長はあらかじめ量水標監視員、水位通報担当者を定めておき、管理者及び第2水防区長に通報する。

水位通報の間隔は、

- 1 水位通報に達したとき(北河原量水標4m50)
- 2 以後、通報水位を下回るまでの間1時間毎に通報を続ける。
- 3 氾濫注意水位に達したとき
- 4 最高水位に達したとき
- 5 氾濫注意水位を下回ったとき
- 6 通報水位を下回ったとき
- 7 急激に水位上昇したとき

第3 警戒水位及び出動水位

(1) 利根川

量水標名	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤上一致
北河原(福川水門下流)	5m00	6m00	8m354

(2) 福川

水位標名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
井殿橋(熊谷市西野字宮前)	YP. 25. 50	YP. 27. 20	YP. 28. 16

第7章 出 動

第1 出動準備

水防長又は副水防長は増水の恐れのある場合は、氾濫注意水位に達せずとも現場に出張し状況を実査し、警戒防御上遺憾のないよう処理する。

消防団員出動に際しては、雨具、ヘッドランプ及びスコップ等を用意すること。

第2 出動順序

水防長は、水防法第10条第3項（洪水予報）及び第16条第3項（水防警報）の通知により洪水の恐れがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、詰所を開き、差当り地元消防団員を下記のとおり出動せしめ、警戒すると同時にその旨本部長に急報する。

水防中は、詰所に標旗をたて、夜間は点灯するものとし、連絡用に無線機を配置する。

水防区	詰 所	出動人員 水自4m50 位至5m00	出動人員 水自5m00 位至5m50	出動人員 水自5m50 位至6m00	水防区長
第1	酒巻詰所 (酒巻水防倉庫)	4人	10人	35人	行田市消防団 第10分団長
第2	須加詰所 (須加水防倉庫)	4人	10人	35人	行田市消防団 第9分団長
計		8人	20人	70人	

備考：協力消防団は、水位が5m50を超えた場合は出動する。

第3 待機・出動・他市消防団の応援要請

水位6m以上に達した時は、全消防団員を待機させ、なお増水見込みのある時は、全員の出動を命じ、更に必要と認めるときは、本部長は行田県土整備事務所長と協議し、すみやかに他市消防団の応援出動を要請するものとする。消防団が現場に到着したときは、直ちに詰所に届出て指定の警戒防御に従事するものとする。

第4 通信関係途絶の処理

各水防区においては、通信関係途絶の際を考慮して、あらかじめ適切なる方法を計画しておくものとする。

第8章 居住者等の水防義務

管理者は水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

第9章 水防用設備、資材、器具

第1 詰所及び器具倉庫の位置

水防区	詰 所、位 置	器具材料倉庫位置
第1	酒巻（酒巻量水標ヶ所）	大字酒巻字宅地1901－1地先
	下中条（治子神社境内）	大字下中条字下元屋敷1654－1地先
第2	須加（須加小学校西）	大字須加字中郷4560－4地先
	舟戸（元羽生領用水取入口ヶ所）	大字須加字舟戸4795地先

ただし、水防中必要があるときは、臨時詰所を置くことができる。

第2 各備付器具材料

別表第2 資材保管状況表（P19）のとおりである。

第10章 公用負担

第1 水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使できる者を下記のとおり定める。

第1水防区	行田市長	行田市消防長	消防団長
第2水防区	行田市長	行田市消防長	消防団長

第2 公用負担権限行使に係る身分証明書及び命令票は、次のとおりである。

公 用 負 担 命 令 権 限 証 〇〇水防団 氏 名 上記の者に行田市水防区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。 年 月 日 行田市 管理者 行田市長 氏 名
水防法（抜粋） 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

公 用 負 担 命 令 票			第 号
目的物_____	種類_____	員数_____	
負担の内容、使用収容処分等_____			
年 月 日			
行田市			
管理者 行田市長			
氏 名			
水防法（抜粋）			
第 2 8 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。			

第 1 1 章 決壊等の通報

各水防区において堤防の決壊又はこれに準ずべき事態の発生した場合は、警鐘、警笛、防災行政無線、サイレン等により通報すると共に、本部長に、急報するものとする。通信関係途絶の際は、伝令をして連絡するものとする。

第 1 2 章 水防通信連絡

各水防区に電話連絡係を置き、管理者、県土整備事務所、警察等へ連絡にあたるものとする。

水防時における水防機関相互における通信連絡は、迅速かつ円滑に行うものとする。

連 絡 先	電話番号	連 絡 先	電話番号
行田市役所（管理課）	048-550-1552	行田警察署	048-553-0110
須加公民館	048-557-3507	行田市消防本部	048-550-2119
荒木公民館	048-557-3506	行田市消防署	048-550-2123
北河原公民館	048-557-3508	南河原支所	048-557-0001
埼玉公民館	048-559-0047	行田県土整備事務所	048-554-5211
太井公民館	048-553-0766	国土交通省利根川上流河川事務所	0480-52-9839
須加小学校	048-557-2185	〃 川俣出張所	048-563-1992
N T T 東日本一関信越 災害対策室	048-626-6623	水資源機構利根導水総合事業所	048-557-1501

水防倉庫看守人

地 元	住 所	氏 名	電 話
酒巻	行田市大字酒巻 1 8 8 5	石川 敏雄	557-0308
下中条	行田市大字下中条 1 7 2 8	飯塚 茂夫	557-1003
中郷	行田市大字須加 4 5 8 0	松島 照治	557-2063
舟戸	行田市大字須加 4 7 9 7	新井 正基	557-2730

第 1 3 章 水防配備体制

1 各配備体制による活動内容等については、次のとおりとする。

配 備 体 制			活 動 内 容
災害 対策 本部 を 設 置 し な い 体 制	1号体制 (予備体制)	水害の発生が予測される場合に、通常の組織をもって、主に情報の収集及び伝達を任務として活動する体制	1 気象に対する情報の収集 2 水害危険区域等の巡視 3 被害状況の把握
	2号体制 (警戒体制)	水害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、通常の組織をもって、主に被害状況の調査及び応急対策として活動する体制	1 気象に対する情報の収集 2 水害危険区域等の巡視 3 被害状況の把握 4 被害状況の県への報告 5 必要に応じて関係機関等への連絡 6 必要に応じて市長等への報告 7 初期水害応急対策 8 水害情報に関する広報
災害 対策 本部 を 設 置 す る 体 制	3号体制 (本部体制)	相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害対策本部を設置し、救助その他の応急対策を推進する体制	1 災害対策本部の設置 2 気象に対する情報の収集 3 水害危険区域等の巡視 4 被害状況の把握 5 被害状況の県への報告 6 関係機関等への通報 7 災害応急対策 8 災害情報に関する広報
	4号体制 (非常体制)	非常災害又は甚大な災害が発生した場合に、設置されている本部体制から全職員を挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制	全職員が直ちにそれぞれの役割に応じた災害対策業務を実施

2 各配備体制別の動員

行田市地域防災計画における災害対策本部の所掌事務を準用する。動員については、危機管理課に提出する災害対策配備態勢動員計画表のとおりとする。

部	班	課 室 名	班	課 室 名
市民生活部	総 務 班	危 機 管 理 課	生 活 班	地 域 活 動 推 進 課
	被 災 者 対 策 班	市 民 課 南 河 原 支 所		交 通 対 策 課 男女共同参画推進センター
総合政策部	企 画 班	企 画 政 策 課	管 財 ・ 輸 送 班	財 産 管 理 課
	秘 書 ・ 渉 外 班	秘 書 課	広 報 広 聴 班	広 報 広 聴 課
	財 政 班	財 政 課		
総 務 部	文 書 班	総 務 課	調 査 総 括 班	人 権 推 進 課
	人 事 給 与 班	人 事 課		総 務 課
	被 害 調 査 班	税 務 課		選 挙 管 理 委 員 会
	食料調達配給班	税 務 課	契 約 班	契 約 検 査 課
環境経済部	防 疫 班	環 境 課	農 業 対 策 班	農 政 課
	廃 棄 物 処 理 班	環 境 課		農 業 委 員 会
	商 工 対 策 班	商 工 観 光 課		
健康福祉部	救 護 配 給 班	福 祉 課 保 険 年 金 課	避 難 所 対 策 班	高 齢 者 福 祉 課
	救 護 保 健 班	保 健 セ ン タ ー		子 ども 未 来 課 持 田 保 育 園 長 野 保 育 園 南 河 原 保 育 園
都市整備部	都市施設対策班	都 市 計 画 課	給 水 班	上 下 水 道 経 営 課
	住宅応急対策班	建 築 開 発 課	水 道 施 設 対 策 班	水 道 課
	下水道処理班	下 水 道 課		
建 設 部	水 害 情 報 班	管 理 課	公 有 建 物 対 策 班	営 繕 課
	土 木 対 策 班	道 路 治 水 課		
	経 理 班	会 計 課		
消 防 本 部	消 防 本 部		消 防 団	
	消 防 署			
学校教育部	学 校 対 策 班	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課		
生涯学習部	教 育 施 設 班	生涯学習スポーツ課 文 化 財 保 護 課		

協 力 部	協 力 班	議 会 事 務 局 監 査 事 務 局 学 校 給 食 セ ン タ ー 教 育 研 修 セ ン タ ー 中 央 公 民 館 図 書 館 郷 土 博 物 館		
-------	-------	---	--	--

3 所掌事務

(1) 総務班の措置

総務班は、平素から関係各課と協議し、内水被害発生等の原因究明に努めるほか、災害対策物品の確保に努め、災害発生時には、速やかな対応が図れるようにする。

また、災害発生時には、庁内各課との連絡調整や行田警察署、ライフライン等の防災関係機関と連絡をとり、円滑な初動対応ができるよう努めるものとする。

(2) 水害情報班の措置

水害情報班は、防災関係機関からの水害や道路交通等に関する情報の収集・把握に努めるものとする。

(3) 土木対策班の措置

土木対策班は、次の災害予防及び災害応急対策に当たるものとする。

- ① 集中豪雨等から市街地の家屋浸水を防止するため、巡視を行い、河川等の水位の状況、市内の状況を把握するものとする。
- ② 河川の水位が警戒すべき状況と判断した場合には、関係機関と密接な連絡を取り合うとともに、状況により被害軽減を図るための措置をとるものとする。

第 14 章 避難のための立退

第 1 立退

- 1 本部長は、必要があると認めたときは、その区域内の居住者に対し、立退を指示するものとする。ただし、著しく危険が切迫しているときは水防長が指示を行い、その結果を本部長に通報するものとする。
- 2 本部長は、立退を指示したときは立退区域の所管警察署長及び知事に通報しなければならない。

第 2 避難場所

市内において定めた立退区域、避難場所、指導者等は別表第 3（P 20・21）によるものとする。

第 15 章 協 力

第 1 河川管理者の協力

- 1 河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防

のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

２ 河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 16 章 水防解除

水位が水防団待機水位以下に減じ水防の必要がなくなったときは、管理者は、県係員と協議の上、水防解除すると共に知事にその旨を報告する。

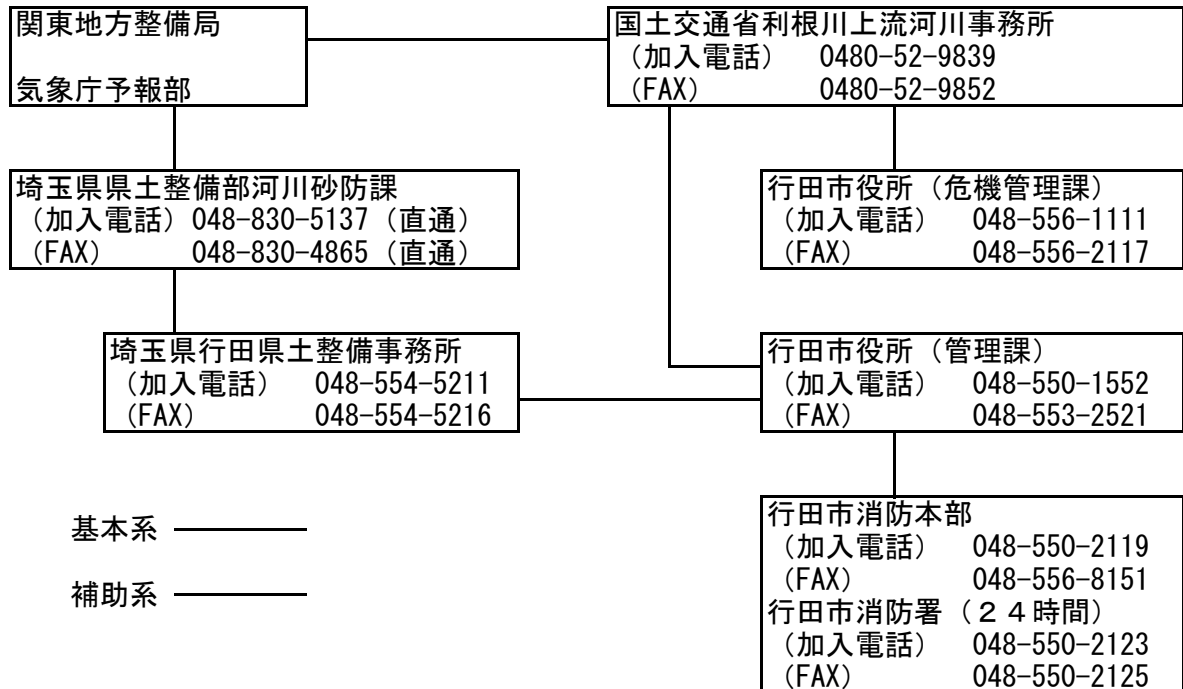
第 17 章 水防てん末報告

水防活動が終結したときは、様式 1（P 22）により、行田県土整備事務所へ報告するものとする。

別表第 1

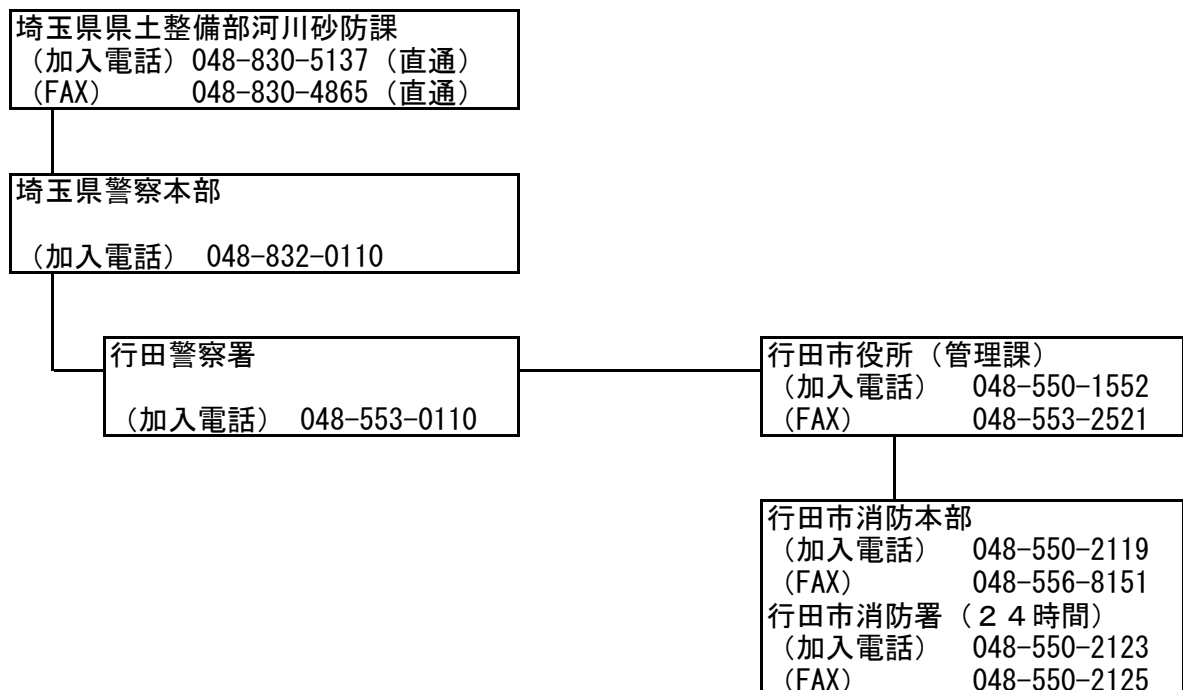
連絡系統図

(1) 一般加入電話・FAX



※ 水防警報については、埼玉県行田県土整備事務所から伝達された警報を
行田市役所（管理課）から同所（危機管理課）へ伝達する。

(2) 警察電話



別表第2

行田市水防用具資材保管状況表

(令和3年4月1日現在)

保 管 場 所																									
名 称	構 造	面 積	スコ ップ	カッ ター	掛矢	大ハ ンマ	ツル ハシ	オノ	鋸	ナタ	鎌 (小)	鎌 (大)	唐鍬	ベン チ	照明 具	ヘッド ランプ	ロー プ	筵 (PP製)	シー ト	麻袋	pp土 のう	丸太	竹	鉄パイ プ杭	鉄線
酒巻水防倉庫	木造亜鉛葺鉄板平屋建	48.60	丁 21	丁 2	丁 6	丁 4	丁 3	丁 3	丁 2	丁 1	丁 2	丁 0	丁 2	丁 6	2	10	20	枚 15	枚 1	袋 300	俵 1,700	本 20	本 0	本 800	kg 31
下中条下屋敷水防倉庫	コンクリートブロック 積波型鉄板葺平屋建	39.94	24	2	5	5	3	3	1	1	1	2	1	4	1	0	25	15	1	150	1,850	20	50	300	31
須加中郷水防倉庫	コンクリートブロック 積波型鉄板葺平屋建	39.94	40	2	10	6	3	2	2	7	12	2	2	5	2	10	40	15	10	300	3,700	20	0	800	31
須加舟戸水防倉庫	木造亜鉛葺鉄板平屋建	29.16	20	2	4	0	3	3	1	1	1	1	0	5	1	0	25	15	1	200	1,800	40	0	600	31
計			105	8	25	15	12	11	6	10	16	5	5	20	6	20	110	60	13	950	9,050	100	50	2,500	124

- 【酒巻水防倉庫】
- ・照明器具1台（スタンド含む）・ランプ1個・発電機3台・コードリール1個・燃料タンク1個
- 【下中条下屋敷水防倉庫】
- ・照明器具1台（スタンド含む）・発電機1台・コードリール1個・燃料タンク1個
- 【須加中郷水防倉庫】
- ・照明器具1台（スタンド含む）・発電機1台・コードリール1個・燃料タンク1個・テント11張
- 【須加舟戸水防倉庫】
- ・照明器具1台（スタンド含む）・発電機1台・コードリール1個・燃料タンク1個
- 【市役所】
- ・デジタルカメラ 1台

別表第3 (利根川水害時における指定避難所)

立退区域	避 難 場 所	収容人数	地区別合計	立退指導者
忍	1 中央小学校 2 忍中学校	380 人 890 人	1,270 人	行田警察署員 及び 地区自治会長
行田	6 商工センター 7 コミュニティセンターみずしろ	900 人 390 人	1,290 人	
佐間	9 南小学校 11 行田中学校 13 佐間公民館 15 男女共同参画推進センター	470 人 870 人 180 人 130 人	1,650 人	
持田	17 持田公民館 18 西小学校 19 西中学校	230 人 480 人 550 人	1,260 人	
星河	21 星河公民館 22 北小学校 23 進修館高等学校 24 総合体育館	180 人 300 人 860 人 3,060 人	4,400 人	
太井	26 太井公民館 27 泉小学校	210 人 390 人	600 人	
長野	33 東小学校 34 長野中学校 35 進修館高等学校 36 桜ヶ丘小学校 38 長野公民館 39 県立行田特別支援学校	470 人 900 人 550 人 390 人 240 人 290 人	2,840 人	
荒木	44 荒木小学校 45 見沼中学校	240 人 730 人	970 人	
須加	46 須加小学校 47 須加公民館	400 人 120 人	520 人	
北河原	49 北河原小学校 51 総合福祉会館	240 人 2,500 人	2,740 人	
南河原	52 南河原小学校 53 南河原中学校	400 人 780 人	1,180 人	

別表第 3

立退区域	避 難 場 所	收容人数	地区別合計	立退指導者
埼玉	57 埼玉小学校	280 人	730 人	行田警察署員 及び 地区自治会長
	58 埼玉中学校	340 人		
	59 埼玉公民館	110 人		
星宮	61 星宮小学校	330 人	330 人	
下忍	63 下忍小学校	400 人	400 人	
太田	40 県立総合教育センター	710 人	1,970 人	
	65 太田公民館	170 人		
	66 太田西小学校	440 人		
	67 太田東小学校	330 人		
	68 太田中学校	320 人		
合 計			22,150 人	

水防活動実施報告書 第 報

年 月 日

水防管理団体名
課所名
作成者
連絡先

出水の概況	川 水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左岸・右岸 市 地先								
日時	自 月 日 時 ・ 至 月 日 時								
出勤人員(人)	<table border="1"> <tr> <th>水防団員</th><th>消防団員</th><th>その他</th><th>合 計</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	水防団員	消防団員	その他	合 計				
水防団員	消防団員	その他	合 計						
水防作業の概況及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了								
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他()								
被害状況及び水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・ その他() 原因は() ・ 調査中 ・ 不明) 今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・ 調査中 ・ 不明)と見込まれる								
使用資機材	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td><td>住民の協力</td><td></td></tr> <tr> <td>死傷者</td><td></td></tr> </table>		住民の協力		死傷者				
	住民の協力								
	死傷者								
避難情報の発令状況									

- 注 1 各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。
 2 各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。
 3 平面図、横断図等は適宜添付すること。

令和○年台風○号における水防活動 (埼玉県行田市消防団・令和○年○月○日～○日)

○概 要 (例)

行田市消防団は、令和○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約12時間	○名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

○○川(○○地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川(○○地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川(○○地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

利根川右岸重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる 箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

利根川右岸重要水防箇所

番 号	重 要 度		重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
	種 別	階級	地 先 名	杆杭位置 (K, m)			
利右156-1	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字酒巻	156.5 上35 156.0	535.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	積み土俵工 かご止め工
利右155-1	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	行田市大字酒巻	156.0 155.5 下10	511.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
利右155-2	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	行田市大字酒巻	155.5 下10 155.5 下135	125.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
利右155-3	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	行田市大字下中条	155.5 下135 155.0 下185	550.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
利右154-1	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字下中条	155.0 下185 155.0 下231	46.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	積み土俵工 かご止め工
利右154-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字下中条	155.0 下231 154.5 上60	170.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利右154-3	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	行田市大字下中条	154.5 上60 154.5 下15	74.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査） 旧川跡	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利右154-4	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字下中条	154.5 下15 154.0 上69	409.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利右154-5	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	行田市大字須加	154.0 上69 154.0 上64	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査） 旧川跡	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利右154-6	堤体漏水 旧川跡	B 要注	行田市大字須加	154.0 上64 154.0 下10	74.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査） 旧川跡	築きまわし工 かご止め工
利右153-1	堤体漏水	B	行田市大字須加	154.0 下10 154.0 下40	29.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	築きまわし工 かご止め工
利右153-2	工作物	B	行田市大字須加	154.0 下20	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
利右153-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字須加	154.0 下40 153.5 下254	712.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利右153-4	越水(溢水) 堤体漏水	B B	行田市大字須加	153.5 下254 152.0 下10	1274.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	積み土俵工 かご止め工

埼玉県管理区間の重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水（溢 水）	計画高水位または既往最大水位に対して、堤防余裕高がなく、最も危険が予想される箇所。	計画高水位または既往最大水位に対して、堤防余裕高が少なく危険が予想される箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり安全が確認されていない箇所、または堤防の機能に支障は生じていないが、堤体の変状が集中している箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所、または堤防の機能に支障は生じていないが、基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。	
堤 防 断 面	堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水流量に対し最も危険が予想される箇所。	堤防断面が上下流に比べ部分的に狭く、既往洪水流量に対し危険が予想される箇所。	
法 崩 れ・す べ り	法崩れまたはすべりの実績があり、その対策が施工されていない箇所でも最も危険が予想される箇所。	法崩れまたはすべりの実績があり、その対策が暫定であり危険が予想される箇所。	
漏 水	堤体から濁水が湧出した実績があり、その対策がされていない箇所。	堤体または堤内地の部分から清水が湧出した実績があり、その対策が暫定の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	樋門、樋管等の堤防横架工作物で、供用時期が古く、沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		
工 事 施 工			堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。

※1 堤防高が概ね3メートル以上を有する高築堤河川で、警戒を必要とする区間は「高築堤・高」と表示する。

※2 事業着手及び完了区間の評定は、現在の事業計画上の水位により行い、これ以外の評定は、既往最高水位により行う。

なお、事業着手区間とは事業認可区間をいう。

※3 重要区間内において、特に危険な箇所は ★ で示す。

福川重要水防箇所

番 号	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想 定 さ れ る 水 防 工 法
	種 別	階 級		地 先 名	杣杭位置(K, m)			
福 2	高築堤	高	右	熊谷市西野 行田市北河原	6.1 0.0	6,100	高築堤河川	積土のう工

○行田市水防協議会条例 平成17年12月27日条例第84号
改正 平成24年3月27日条例第15号

行田市水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条の規定に基づき、行田市水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、別表に掲げる河川の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長1人及び委員20人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 水防関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 学識経験者である委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防関係団体の代表者である委員及び関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、その任期中においても、解嘱し、又は免ずることができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

河 川 名	区 域
利根川(右岸)	行田市大字北河原字立野1593番3地先から行田市大字須加字久伊豆5040番地先まで
福川(右岸) (旧福川を含む。)	行田市大字北河原字里前498番地先から行田市大字北河原字下野1624番地先まで

情 報 伝 達 様 式 集 ほ か

送受信チェック表－１（洪水予報）

（利根川上流部／渡良瀬川下流部／神流川／烏川流域／中川／江戸川／綾瀬川（谷古宇区間）

／荒川／入間川流域／綾瀬川中流部／芝川・新芝川／新河岸川）洪水予報 第 号

受 信 確 認	基本系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX 防災無線・NTT
		:		()		
	補助系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX その他()
		:		()		
伝 達 先	伝達機関	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法	
	着信確認時間		(FAX番号)			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			

送受信チェック表－２(水防警報)

水 防 警 報 （ 待 機 準 備 出 動 指 示 情 報 解 除 ）						
発表河川：				基準水位観測所：		第 号
受 信 確 認	基本系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX 防災無線 ・ NTT
		:		()		
	補助系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX その他()
		:		()		
伝 達 先	伝達機関	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法	
	着信確認時間		(FAX番号)			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
				NTT-FAX その他()		
:		()				

送受信チェック表－３(水位情報通知)

(小山川(栗崎) / 小山川(内ヶ島) / 福川 / 女堀川 / 中川 / 元荒川 / 大落古利根川 / 新方川 / 市野川(天神橋) / 市野川(慈雲寺橋) / 入間川 / 鴨川(日進上) / 鴨川(鴨川排水機場) / 鴻沼川 / 柳瀬川 / 黒目川 / 唐沢川) 水位情報通知 第 号						
受 信 確 認	基本系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX 防災無線 ・ NTT
		:		()		
	補助系	送 信 元	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法
		着信確認時間		(FAX番号)		
						NTT-FAX その他()
		:		()		
伝 達 先	伝達機関	確認相手	電話番号	確認者	本文の受信方法	
	着信確認時間		(FAX番号)			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			
					NTT-FAX その他()	
	:		()			

川 氾濫危険情報

(水位情報通知)

第 号

埼玉県 県土整備部 河川砂防課 発表

発表日時 令和 年 月 日 時 分

発表河川

発表基準
観測所

発表内容

____日 ____時 ____分に ____m を記録し、
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達しました。
水防法第13条第2項に基づき、通知（周知）します。
市町村長が発表する避難情報を確認するとともに、各自
安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〔参考〕 発表基準観測所の水位設定

氾濫危険水位 _____m

避難判断水位 _____m

正規

水防警報(待機・準備・出動・指示・解除)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
利根川	栗橋水位観測所	第〇号

〇年〇月〇日〇時〇分

国土交通省 利根川上流河川事務所発表

【現況】

栗橋上流域の雨量は、〇日〇時まで〇〇〇mmです。

利根川の栗橋水位観測所(久喜市)の水位は、〇日〇時〇分現在〇. 〇〇mです。

利根川の栗橋水位観測所(久喜市)の水位は、〇〇水位を超えました。

利根川の栗橋水位観測所(久喜市)の水位は、1時間に〇〇cm程度(上昇・下降)しています。

【被災状況】

〇〇〇地先の堤防に法崩れが発生しました。

×××地先の無堤地に浸水が発生しました。

【発表】

水防機関は(待機・準備・出動)してください。

【特記】

〇〇市で避難勧告が発令されています。

利根川上流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
八斗島				○
川俣	○			
栗橋			○	
芽吹橋			○	
古河			○	
乙女		○		
中里		○		

(参考)

利根川 栗橋水位観測所(久喜市)

(受け持ち区間は 利根川左岸: 自: 茨城県古河市中田新田字砂片附670番1地先 至: 茨城県猿島郡境町大字桐ヶ作字飛地流作下2458番地先、右岸: 自: 埼玉県久喜市栗橋北二丁目338番3地先 至: 茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切1278番3地先)

問い合わせ先

国土交通省利根川上流河川事務所 災害対策室 電話: 0480-52-9839(内線)

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報

国土交通省関東地方整備局		河川（国道）事務所 発表	
発表日時	年 月 日 時 分		
発表河川	発表基準水位観測所		
発表情報	待機・準備・出動・指示・情報・解除	発表番号	第 号
番 号	発 表 内 容		
1	現 況 文	〔①流域〕 〔②地点〕の雨は、 日 時までに mmです。	
2		の水位は、 日 時 現在 mです。	
3		の水位は、 日 時 分に ①水防団待機水位（指定水位） ②はん濫注意水位（警戒水位） ③はん濫危険水位（危険水位） ④最高水位 m ④に達し ⑤を越え ⑥を下回り ました。	
4		の水位は、 ①1時間に cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に cm程度下降して います。	
5		上流 の水位は 日 時 分に ①水防団待機水位（指定水位） ②はん濫注意水位（警戒水位） ③はん濫危険水位（危険水位） ④最高水位 m	

④に達し
⑤を越え
⑥を下回り
ました

水 防 工 法 の 説 明

〈準備工〉

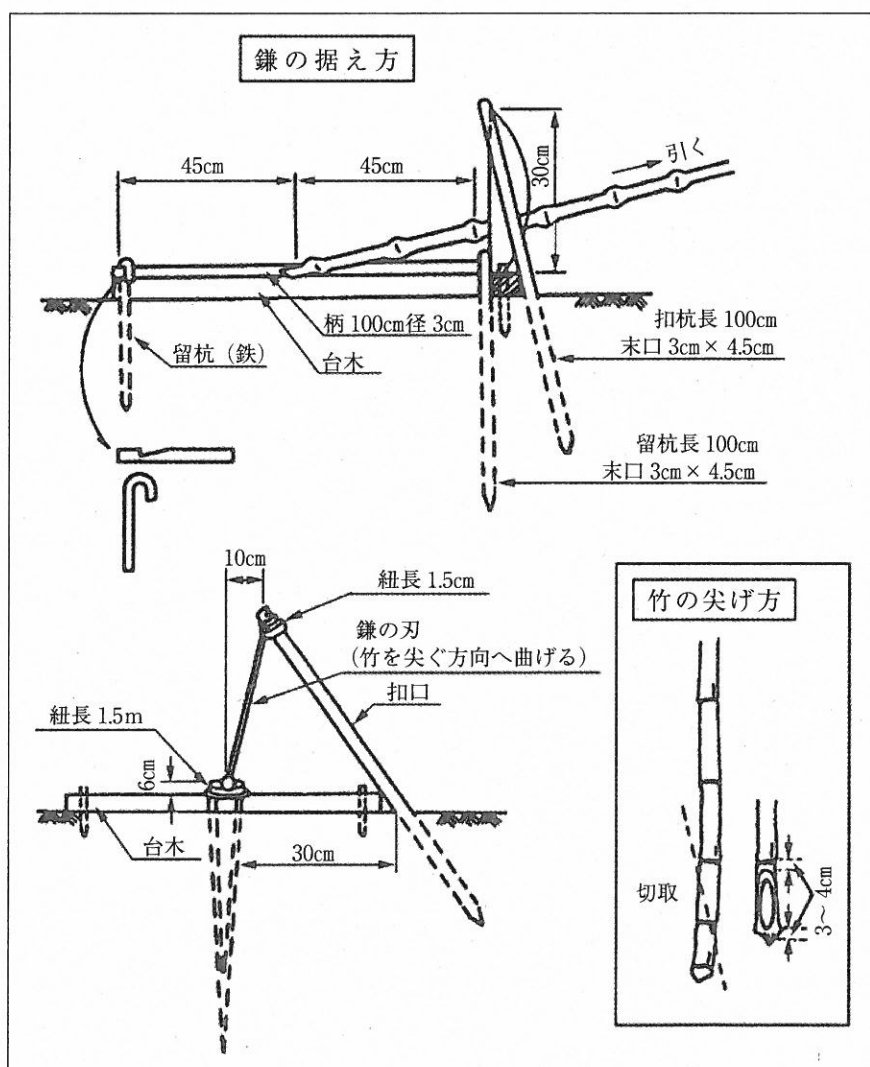
竹尖^とげ



(竹尖^とげ)

竹尖^とげの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

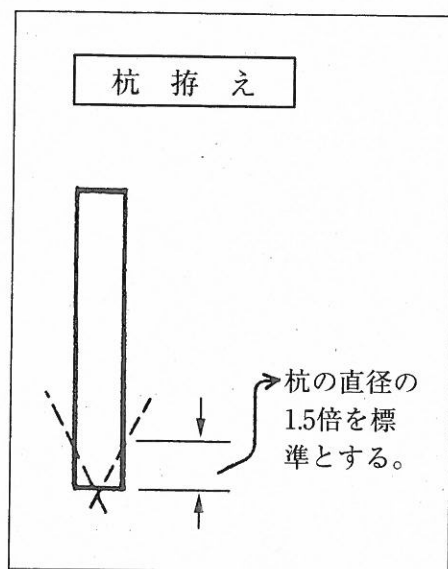
尖^とげ方：竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、尖端には割れを防ぐため節を残す。竹尖^とげ専用の鎌を台木に取り付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の中だけ内にして引けば30cm位に尖がる。



鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていほ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いほ結びに締め付ける。

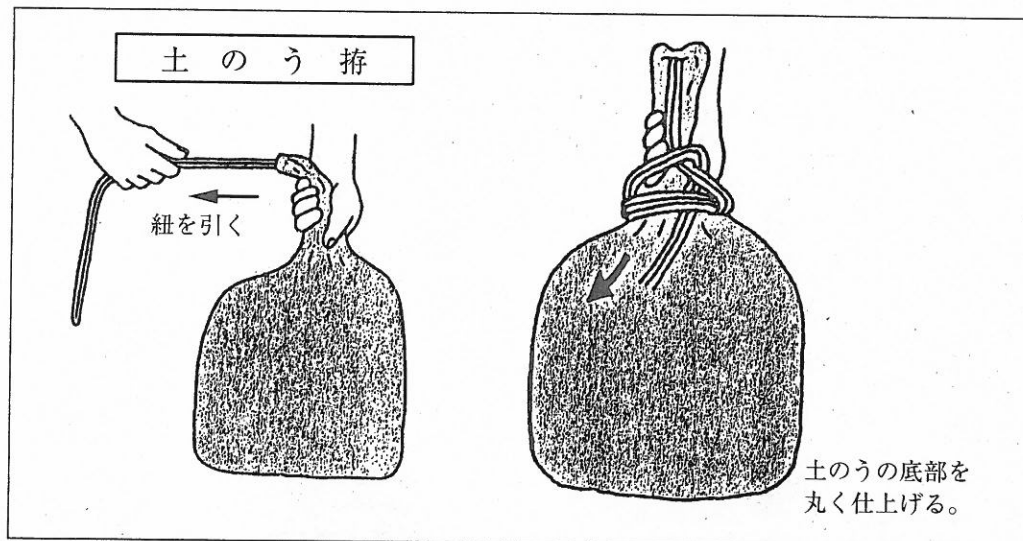
杭^{こしら}拵え



拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノカナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

土のう作り

拵え方：土のうに土砂を30kg～50kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ていた紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終わったら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



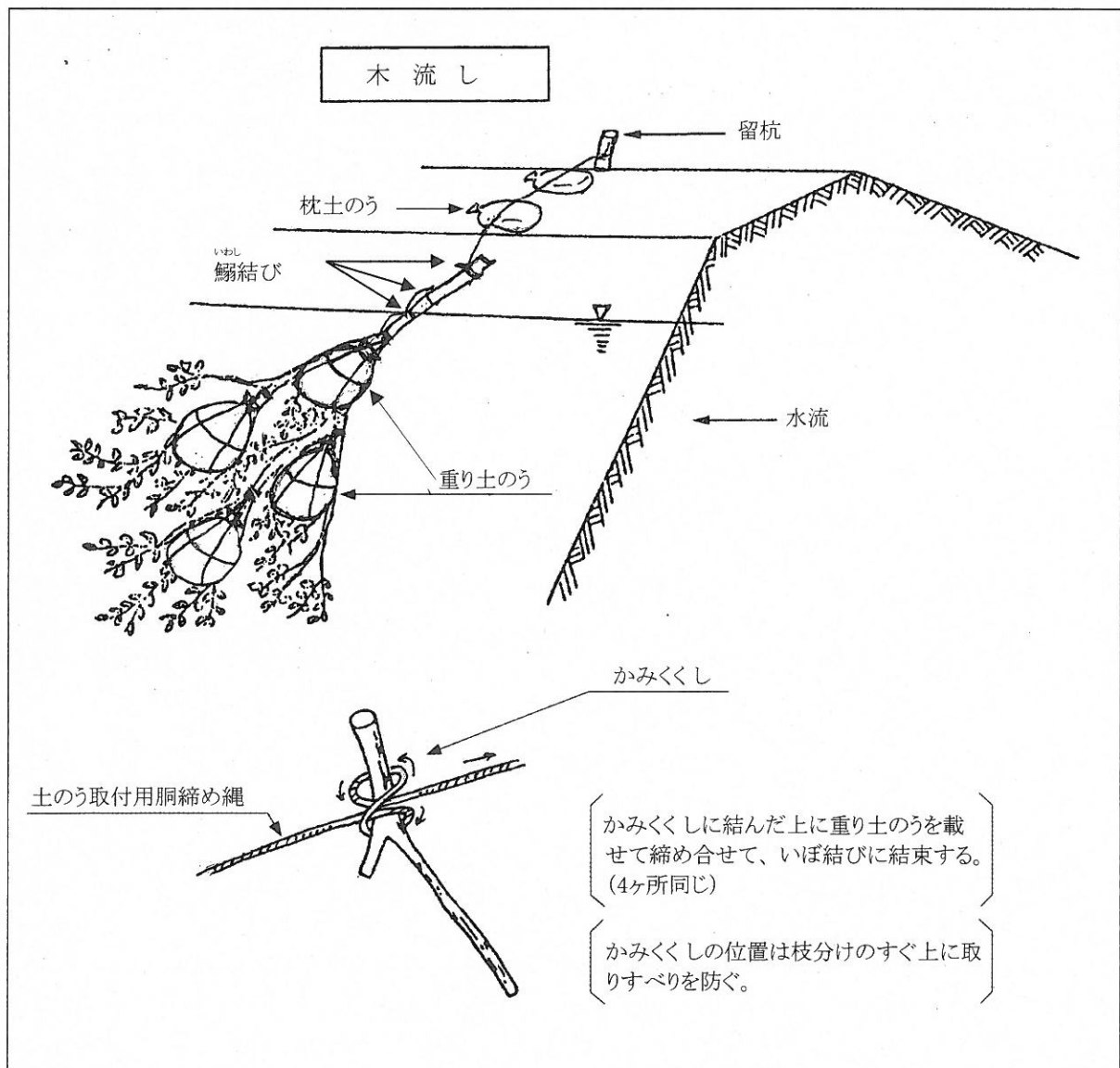
〈決壊防止工〉

木流し(竹流し)工



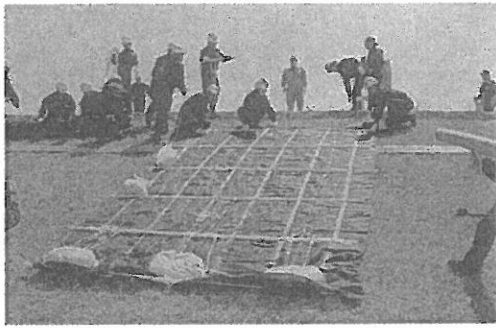
目的 : 急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵え方 : 枝葉の繁茂した樹木(又は竹)根本から切り、枝に重り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線又は縄で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

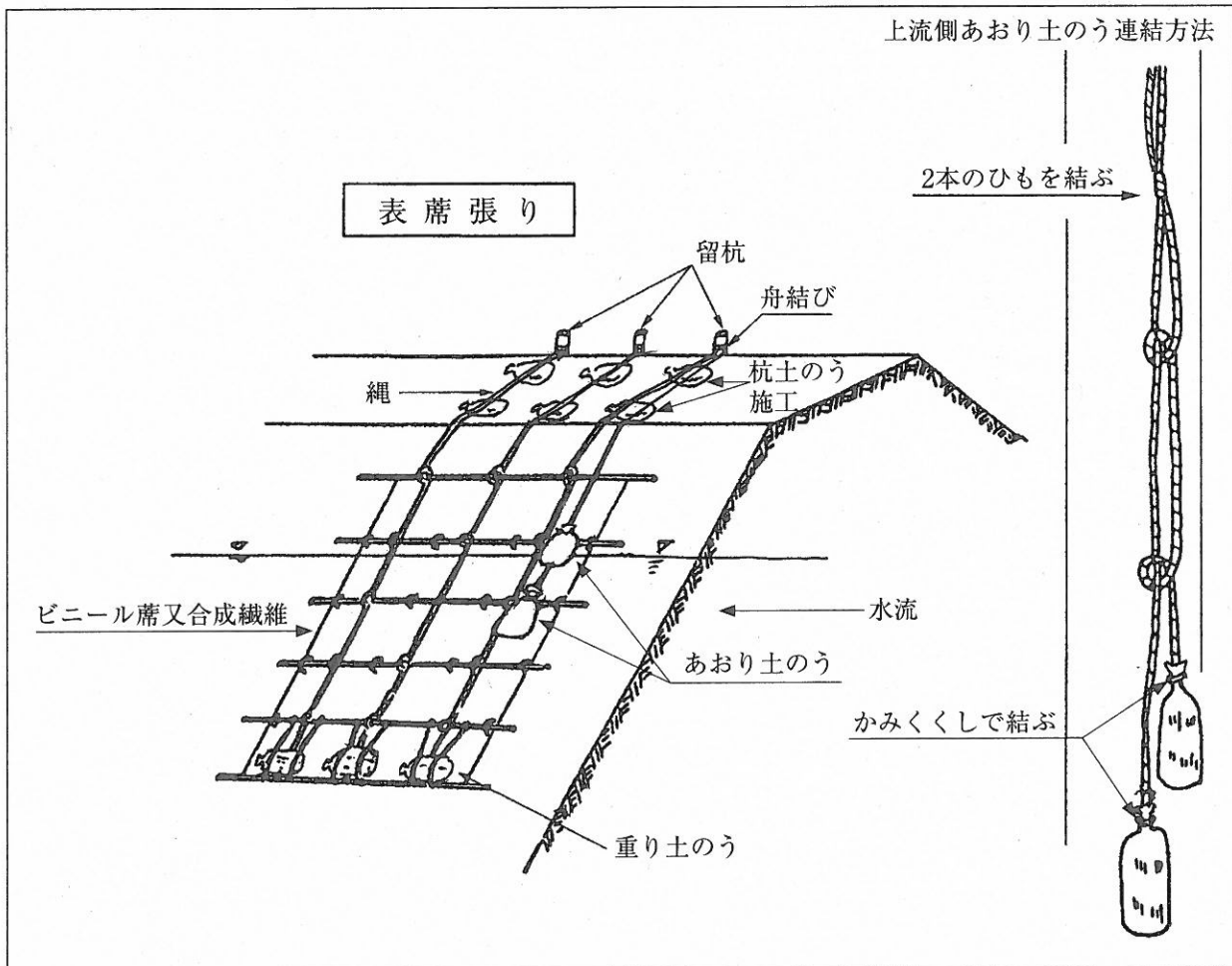


〈漏水防止工〉

おもてむしろ 表蓆（シート）張り工



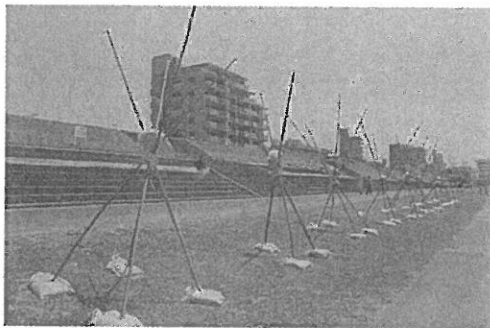
崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合わせ、（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうのをせて固定させる。



（注）上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

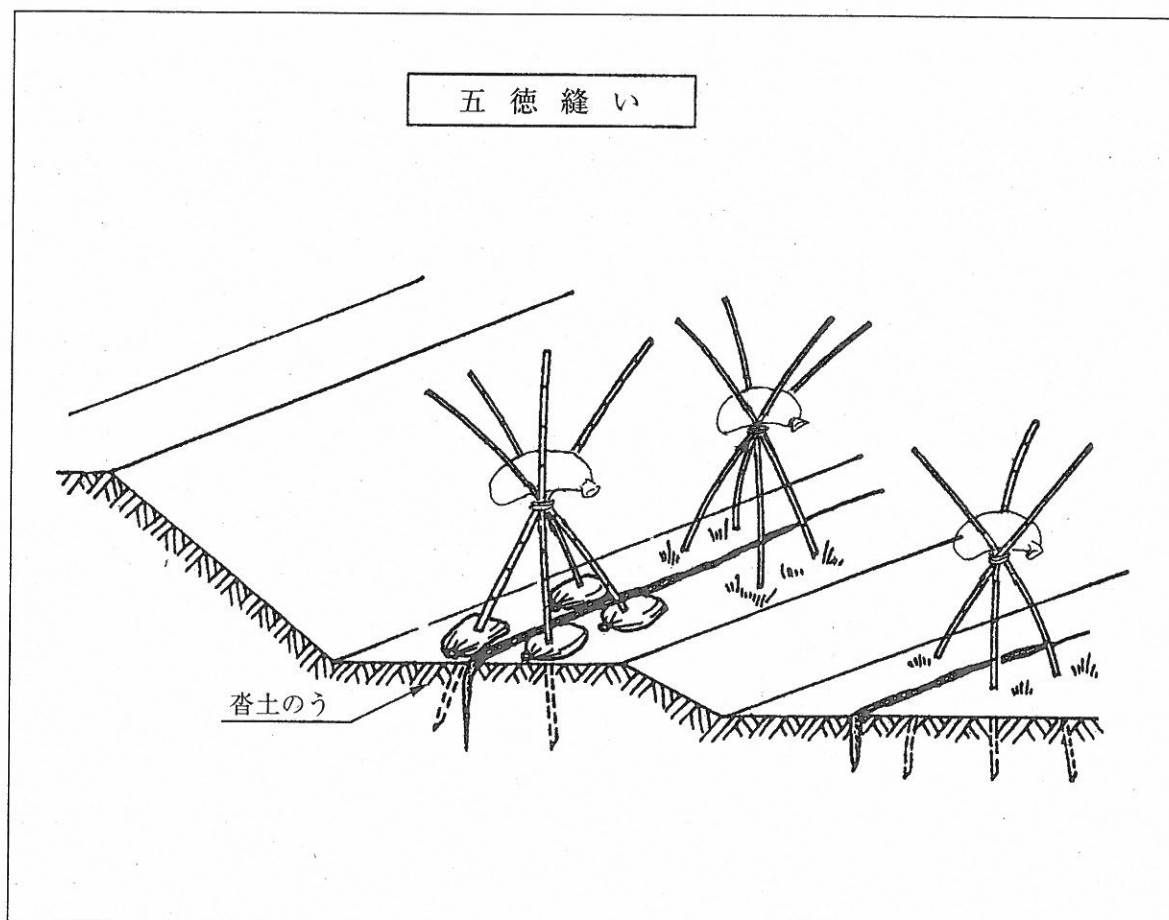
〈崩壊防止工〉

五 徳 縫 い 工



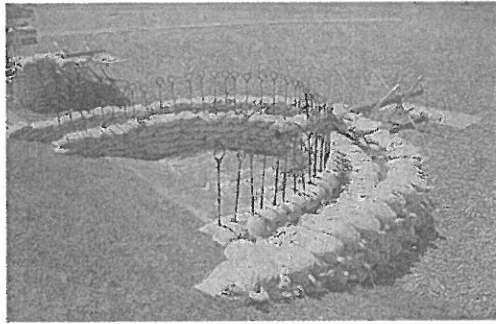
目 的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

拵 え 方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1 m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2 m～1.5 mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いるこの工法は法面に行くよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。



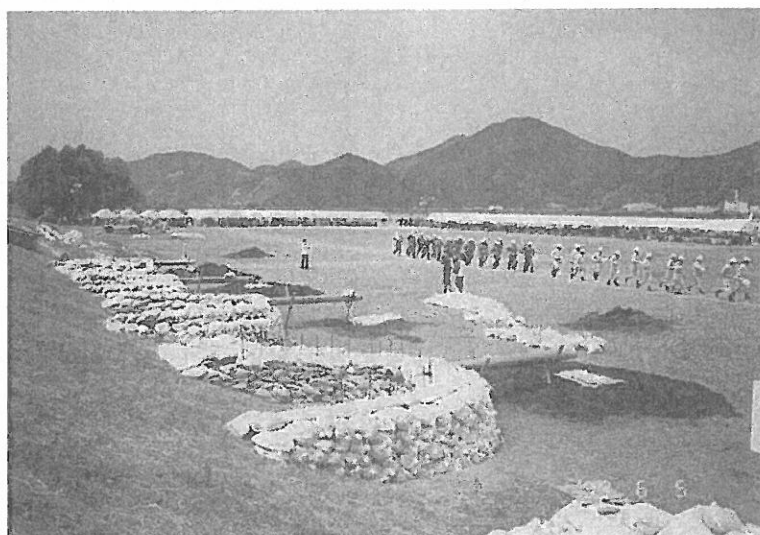
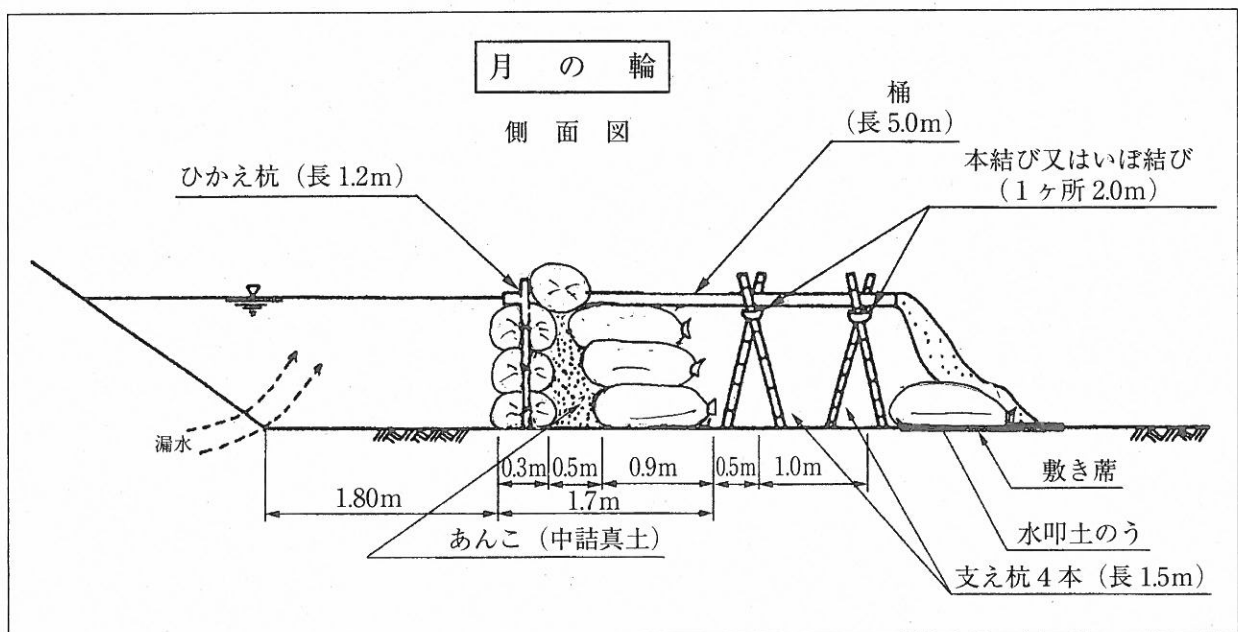
〈漏水防水工…川裏〉

月の輪工

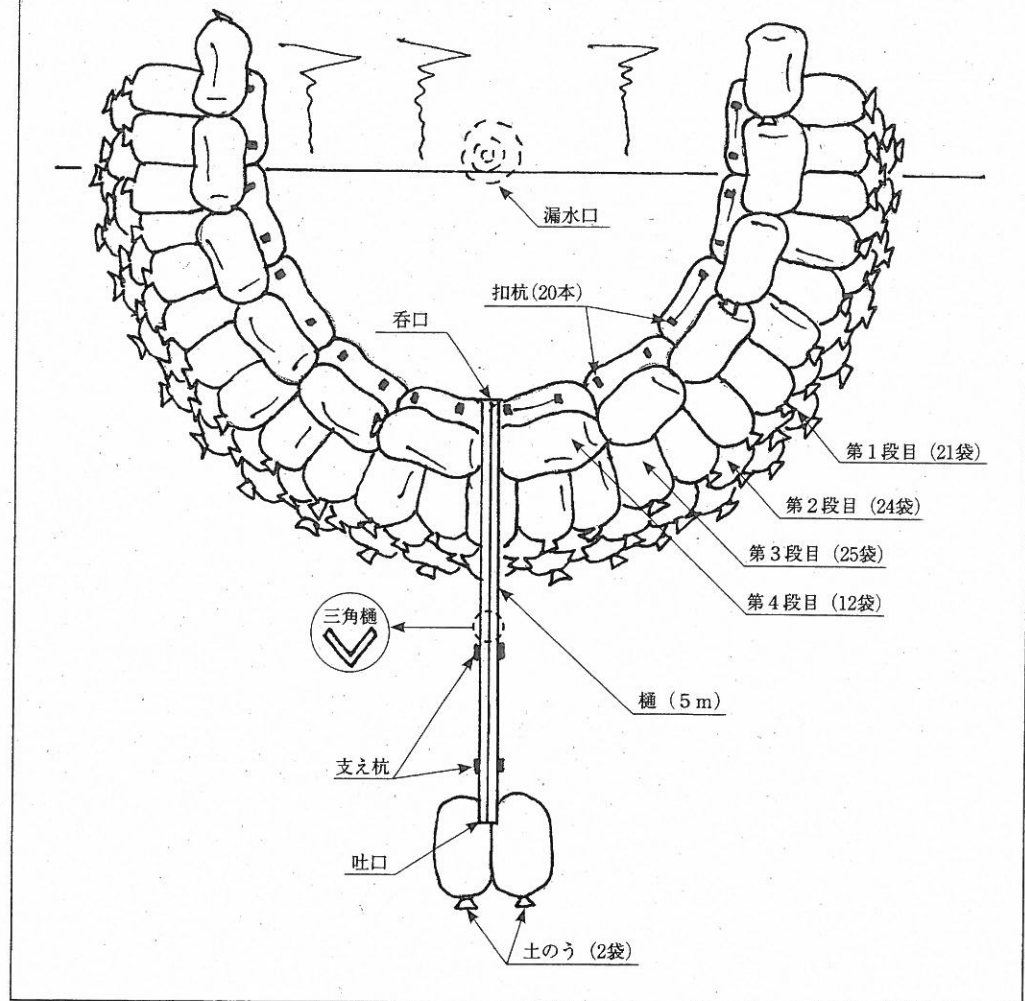


川裏の漏水を堰き上げて渗透水の圧力を弱める工法。

漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8 m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



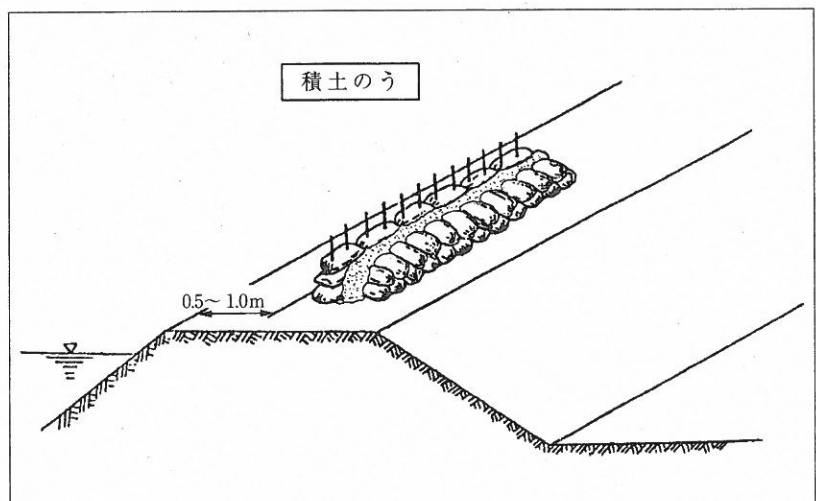
平面図 (完成)



〈越水防止工〉

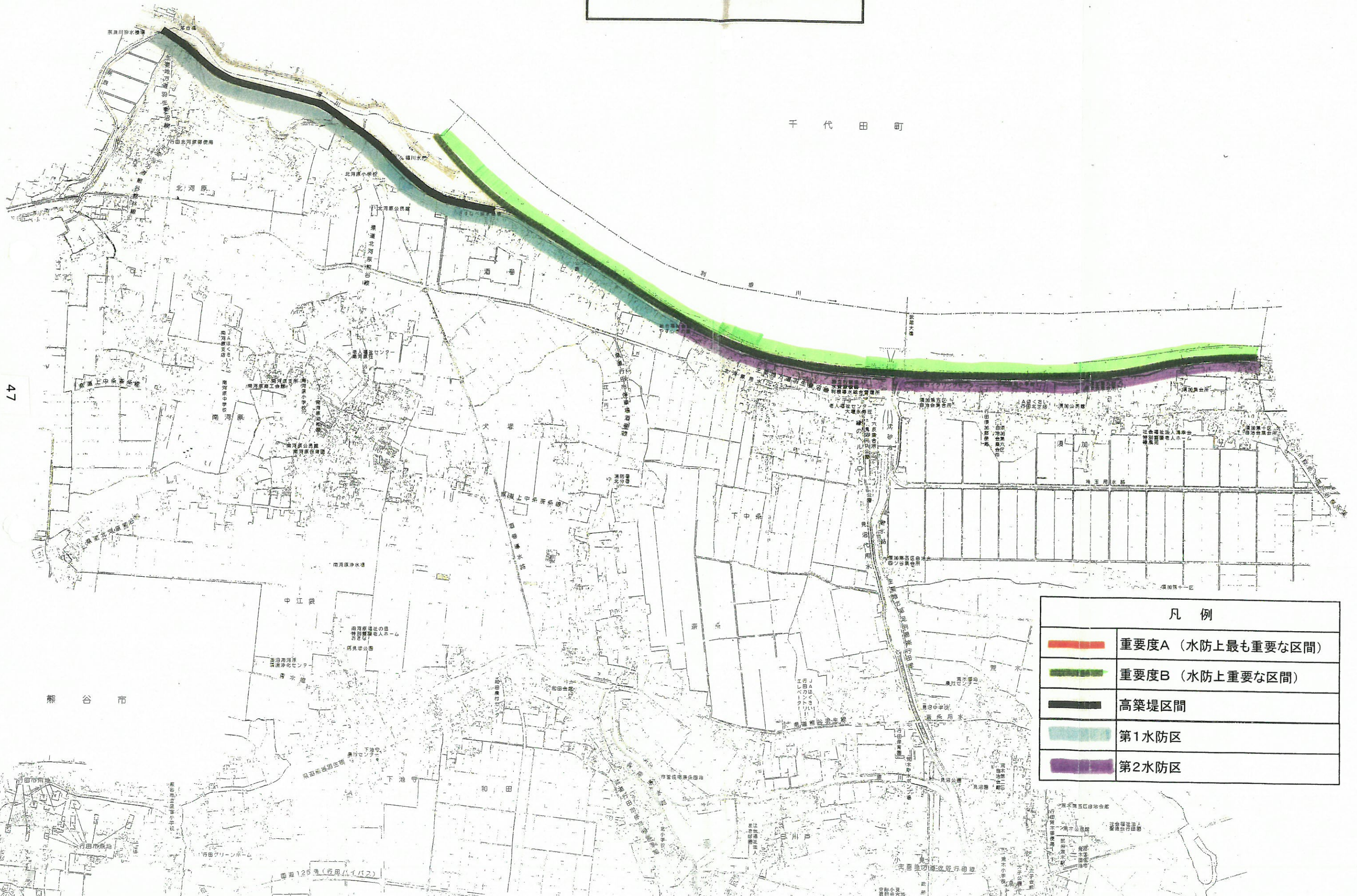
積土のう工

表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にとも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。



行田市水防管内図

千代田町



凡 例

	重要度A（水防上最も重要な区間）
	重要度B（水防上重要な区間）
	高築堤区間
	第1水防区
	第2水防区